

第 4 章 文化活動等に関する事業

第 1 節 事業の種類

(事業の種類)

第 38 条 規約第 8 条(3)の文化活動等に関する事業として、次の事業を行う。

- (1) ライフプランセミナーの開催
- (2) 通信教育受講料の補助